

閱覽用

令和3年 第11回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年11月5日
神崎市農業委員会

令和3年11月 第11回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年11月5日（金）午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所 3階大会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

農地利用最適化推進委員 16名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	欠
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

○日程第1 議事録署名委員の指名

11番 真島 満委員 13番 吉浦文雄副会長

○日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 33件
議案第4号 非農地通知の発出について 3件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
4件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。

本日はご多忙の中、委員の皆さま及び推進委員の皆さまには、本総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

コロナウイルス感染症の予防対策にご理解いただき、本日の総会の円滑な議事の進行につきまして、ご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第11回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

皆さまおはようございます。 近頃は涼しくなったというか非常に過ごしやすくなったというか、気候も落ち着いてきました。

米の収穫の方は、もうそろそろ終わりじゃないかなと思いますが、ご自分のお仕事の方も頑張られて過ごしていただきたいと存じます。

それでは、只今から令和3年 第11回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。

12番 真島委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番 末吉副会長と 3番 城野委員を指名します。よろしく申し上げます。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第4号までの、4議案の39件です。

報告は、第1号の4件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 申請番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の畑1筆の406㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の農地に立地するのが困難な場合に該当します。

また、位置図などは2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については金融機関からの融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の6番中原委員のご意見を申し上げます。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、10月22日に現地の状況や転用の変更内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。ここで、地区担当の佐藤推進委員にもご意見をお願いしたいと思います。お願いします。

佐藤農地利用最適化推進委員

地区担当推進委員の佐藤です。私も中原推進とともに現地確認など行いました。申請者は地区出身の方で、若い後継者が地区に帰ってくるということは非常にうれしく思っておりますし、今後地区の役員などになってくれればと期待しております。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、申請番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号 申請番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

申請番号2番について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書を基に説明】

申請番号2番、申請地の所在は千代田町下西 字〇〇 〇〇番及び一体利用される宅地の合計 249.72㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されものに該当すると判断します。

位置図などは4ページ5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については金融機関からの融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員の11番

田淵委員のご意見を申し上げます。

1 1 番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

1 1 番の田淵です。第 1 号議案の申請番号 2 番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の本庄推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を 10 月 20 日に確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。ここで、地区担当の本庄推進委員にもご意見をお願いしたいと思います。お願いします。

本庄農地利用最適化推進委員

地区担当推進委員の本庄です。申請の内容は事務局の説明された通りです。私も田淵委員といっしょに申請内容の説明や現地確認をしましたが、転用計画の内容も周囲への影響もなく、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第 1 号、申請番号 2 番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第 1 号、申請番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議長

次に、議案書6ページをご覧ください。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第2号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について説明いたします。

農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定により、所有権移転に関する農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものであります。

この案件につきましては、先月、佐賀県農業公社への買い受けをご承認いただいた農用地について、あっせん調整された、地域の担い手農業者へ売り渡すものであります。

申請地の所在や地番、地目、面積、10aあたりの対価および譲渡人である佐賀県農業公社、譲受人、売買価格および移転、引渡しの時期などは記載のとおりです。

申請地の位置図を7ページに添付しております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいですかね。

(異議ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。議案第2号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規1件、再設定4件、計5件。 内訳は、田8筆 15, 527㎡、畑2筆 3, 591㎡、計10筆 19, 118㎡。

千代田町、新規4件、再設定24件、計28件。 内訳は、田87筆 195, 860.20㎡。

神崎市、合計33件。 内訳は、田95筆 211, 387.20㎡、畑2筆 3, 591㎡、計97筆 214, 978.20㎡、となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、畑1筆 3, 382㎡となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書3ページからの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書3ページと4ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は4ページにございます、田8筆 15,527㎡、畑1筆 209㎡、計9筆 15,736㎡で、担い手や営農事法人などとの利用権再設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(8番 國部委員挙手あり)

議 長

8番 國部委員、どうぞ。

8番 國部委員

8番の國部です。申請番号1番で貸し人と受け人のですね、これは親子間の設定だと思いますが、経営面積が同じになっているのはなんでですかね。

事務局

お答えいたします。これは農業者年金の経営移譲年金の受給に伴う設定でありますので、同一世帯ですので、今の委員のご指摘のとおり同数値となります。

議 長

経営移譲年金に伴うものですし、同一世帯だからそういうことですよ。國部委員よろしいでしょうか。

8番 國部委員

了解しました。

議 長

他にございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書5ページからの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書5ページと6ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は6ページにございます、田14筆 30,691㎡で、

農地中間管理事業を活用した担い手との利用権設定となっております。
説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

私からですが、先ほどと同じようにこの申請番号1番も賃貸金額がありませんが、こちらの内容は为什么呢。

事務局

ご質問のあったこの設定につきましては、平坦部の委員さんはよくご存じですが麦作の期間借地でございます。借賃料の設定はございませんで、使用貸借による権利の設定となります。

議 長

わかりました。皆さんからはなにかございますか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書7ページからの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書7ページから18ページまでの、千代田町再設定の申し出について

て説明いたします。

設定する内容は18ページにございます、田73筆 165, 169. 20㎡で、農地中間管理事業を活用した担い手や農事組合法人との利用権再設定となっております。 補足いたしますと今回の申出のほとんどが同じ農事組合法人との設定ですので、賃貸料金や設定期間が同じとなっていることには皆さまもお気づきかと存じます。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

それにしても、賃料の設定がですね、以前からすれば全然安いですね。

事務局

こちらの法人では毎年のカントリー固定費などの負担額を考慮して賃貸金額を設定してあると伺っております。

議 長

そうですか。 皆さんからはご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。 非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地の同意および申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、あらためて非農地であると判断し「非農地通知」を発出するものであります。

議案書1ページの土地の名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりで、田2筆 2, 291㎡、畑3筆 2, 415㎡ 計4, 706㎡であります。

現地は、既に原野化や、雑木が繁り山林化していることを確認しました。位置図を3ページから5ページに添付しております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

事務局

この件につきましては、野田委員さんが岩田地区で非農地通知を推進していただいております。

(4番 野田委員挙手)

議長

4番 野田委員よりよろしいでしょうか。

4番 野田委員

私たちの活動班では、非農地通知の推進を進めておりました、岩田地区の元みかん山の荒廃農地の非農地化を地区で進めていますが、中には未相続農地も多くありまして、その相続についても推進しているところでありまして、今回の申請案件にも相続がなされたものが含まれています。

まだ未相続の方がいらっしゃいますので、これも引き続き進めていきたいと思っています。

ここは大木が立っているような山林化して、20年くらい放置してあったんですけど、相続の義務と法律も変わりましたんで、早急に相続をして現況地目にした方がいいですよと、そのことを説明して、それを理解してもらって今回の状況となったわけです。以上です。

議長

野田委員さんにはコロナの大変な状況下でも、このように推進をしてもらって大変だったと思いますが、ありがとうございます。

他にございますか。

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

別冊になります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約で、この後は、土地収用や借り手の変更などであります。

報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年 第11回神崎市農業委員会総会を閉会します。 ご審議ありがとうございました。

9時40分 閉 会